

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則 平成7年3月31日規則第38号 改正 (略) <u>令和7年12月9日規則第139号</u></p> <p>世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則 (略)</p> <p>第1条～第40条 (略) (街づくり支援団体等への助成等)</p> <p>第41条 区長は、条例第46条第1項の規定による助成をするときは、あらかじめ助成を受けようとする者に申請をさせなければならぬ。 (削除)</p>	<p>○世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則 平成7年3月31日規則第38号 改正 (略)</p> <p>世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則 (略)</p> <p>第1条～第40条 (略) (街づくり支援団体等への助成等)</p> <p>第41条 区長は、条例第46条第1項の規定による助成をするときは、あらかじめ助成を受けようとする者に申請をさせなければならぬ。</p> <p>2 条例第46条第2項の規定により助成、出資等をすることができる信託、基金等は、次に掲げるものとする。 (1) 公益信託世田谷まちづくりファンド (2) 前号に掲げるもののほか、区長が適当であると認めるもの</p>
<p>第42条～第44条 (略) 附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和7年12月9日規則第139号)</u> この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第42条～第44条 (略) 附 則 (略)</p>